

# 介護老人保健施設 ニューライフ須恵

# 重要事項説明書

当施設は 「介護老人保健施設」 です。

以下の説明を十分に理解していただいた上でご利用下さい。  
利用者の方の生活リハビリテーションをサポート出来る  
よう努めてまいります。

平成 21 年 11 月見直し

平成 22 年 2 月修正

平成 22 年 5 月追記

平成 22 年 11 月見直し

平成 24 年 4 月追加・変更

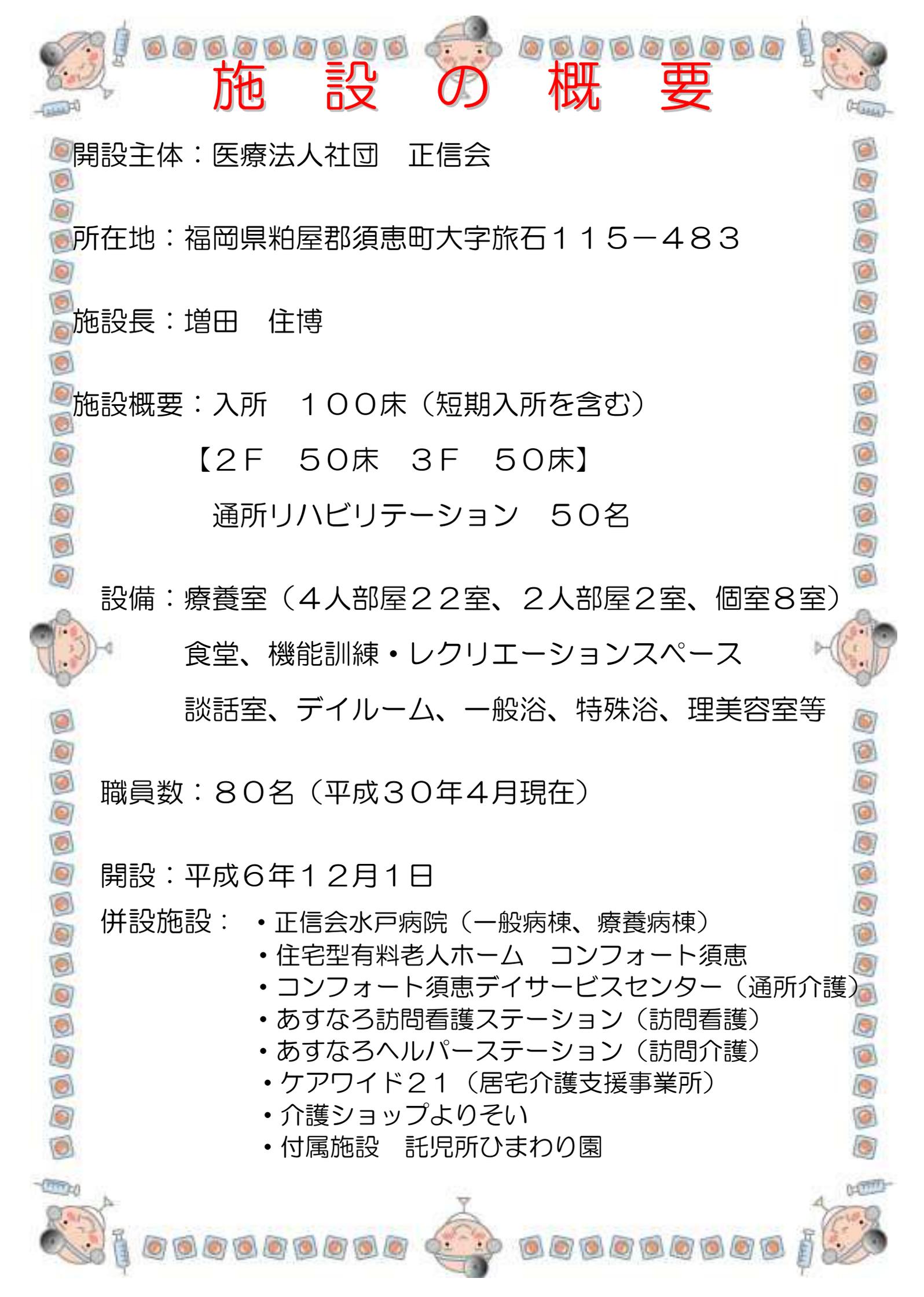
平成 25 年 7 月 1 日修正

平成 25 年 11 月 21 日変更

平成 27 年 4 月 1 日変更

平成 28 年 11 月 1 日見直し

(支払い対応時間変更)



# 施設の概要

開設主体：医療法人社団 正信会

所在地：福岡県粕屋郡須恵町大字旅石115-483

施設長：増田 住博

施設概要：入所 100床（短期入所を含む）

【2F 50床 3F 50床】

通所リハビリテーション 50名

設備：療養室（4人部屋22室、2人部屋2室、個室8室）

食堂、機能訓練・レクリエーションスペース

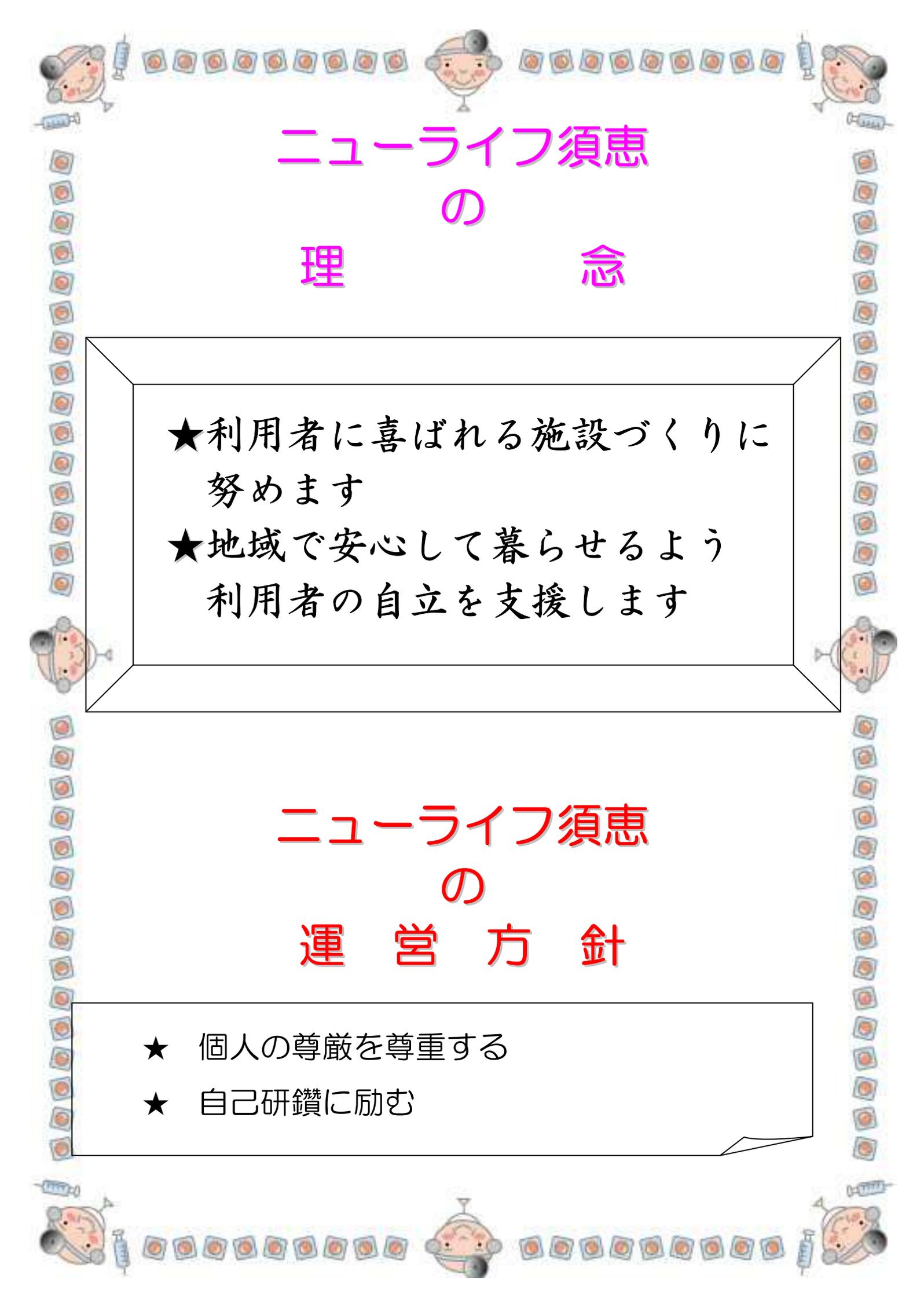
談話室、テイルーム、一般浴、特殊浴、理美容室等

職員数：80名（平成30年4月現在）

開設：平成6年12月1日

併設施設：

- ・正信会水戸病院（一般病棟、療養病棟）
- ・住宅型有料老人ホーム コンフォート須恵
- ・コンフォート須恵デイサービスセンター（通所介護）
- ・あすなる訪問看護ステーション（訪問看護）
- ・あすなるヘルパーステーション（訪問介護）
- ・ケアワイド21（居宅介護支援事業所）
- ・介護ショップよりそい
- ・付属施設 託児所ひまわり園



# ニューライフ須恵 の 理 念

- ★利用者に喜ばれる施設づくりに努めます
- ★地域で安心して暮らせるよう利用者の自立を支援します

# ニューライフ須恵 の 運 営 方 針

- ★ 個人の尊厳を尊重する
- ★ 自己研鑽に励む

# 利用対象者 と 定期的な入退所の見直し

## ●利用対象者の範囲

入所サービス

- 要介護状態と認定された第一号被保険者（65歳以上）
- 特定疾病に起因した要介護状態と認定された第二号被保険者（40歳以上64歳まで）

短期入所療養介護  
通所リハビリテーション

- 要支援状態または要介護状態と認定された第一号被保険者（65歳以上）
- 特定疾病に起因した要支援状態または要介護状態と認定された第二号被保険者（40歳以上64歳まで）

## ●定期的な検討（判定会議：3ヶ月毎）、そして記録の整備

老健施設では、利用を希望される方の病状、心身の状況などを的確に把握し、利用がふさわしいかどうか、また在宅で日常生活を送ることができるかどうか、定期的に検討することになっています。検討にあたっては、各職種がそれぞれの専門性に基づいて行った評価をもとに各職種合同の協議によって、総合的に判断して行います。

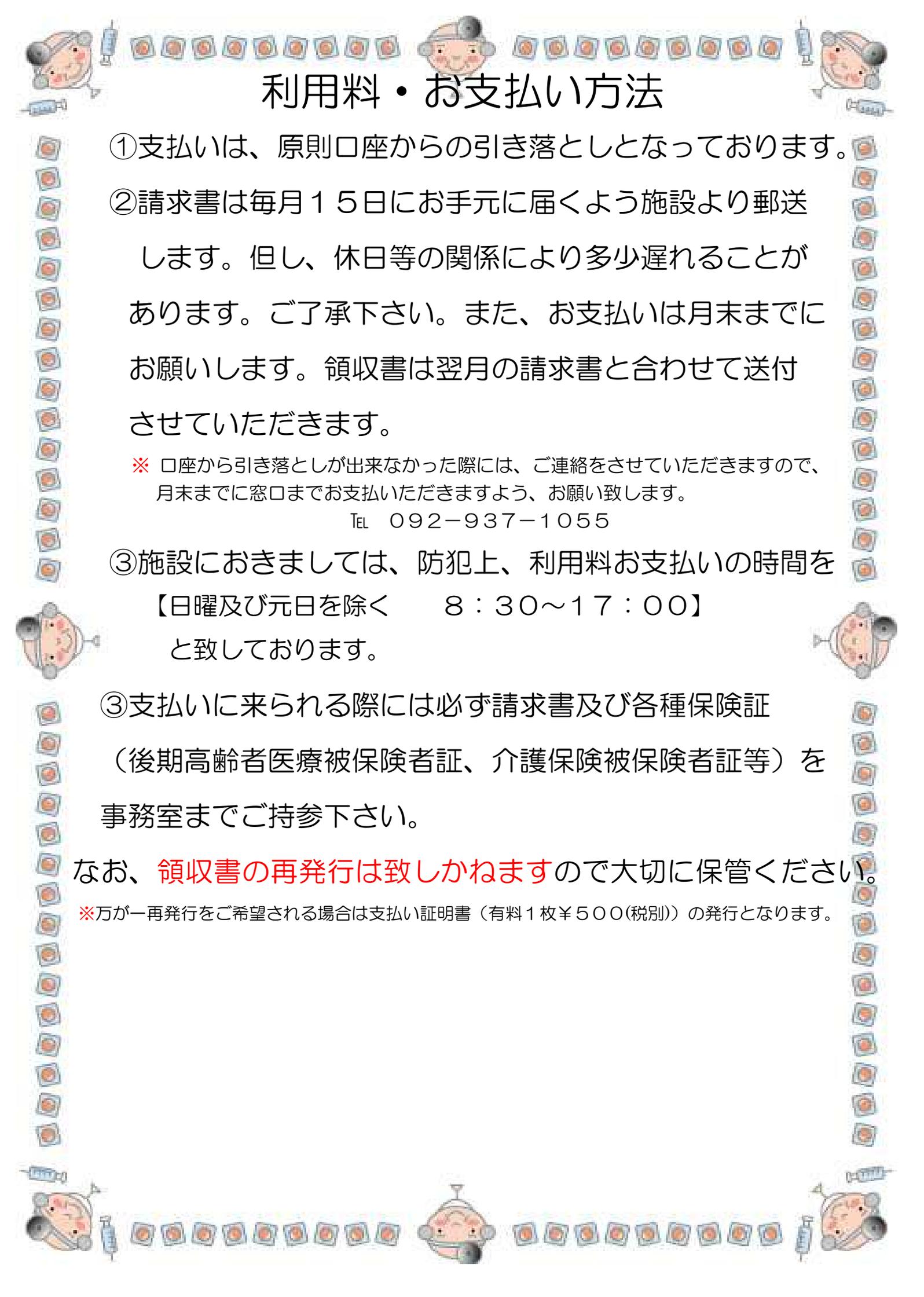
こうした評価・判定等の内容は施設で定められた様式に記録を残すことが求められます。

# 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	兼務 1	兼務 1	健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置
看護職員	13		看護、保健衛生及び介護
介護職員	30	2	日常生活全般にわたる介護
支援相談員	5		生活相談及び指導
リハビリ職員	5		機能訓練の指導
管理栄養士	1		栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算 等
薬剤師	兼務 1		調剤業務及び服薬指導
介護支援 専門員	兼務 2		施設サービス計画の作成
事務職員	4		庶務及び経理の事務処理

早出業務	6 : 30 ~ 15 : 00	1人 (2階)
早出業務	7 : 00 ~ 15 : 30	1人 (3階)
早出業務	7 : 30 ~ 16 : 00	1人 (3階)
日勤業務	8 : 30 ~ 17 : 00	20人
遅出業務A	10 : 00 ~ 18 : 30	1人
遅出業務B	10 : 30 ~ 19 : 00	3人
遅出業務C	12 : 00 ~ 20 : 30	2人
夜勤業務	16 : 00 ~ 9 : 00	4人

(2階 : 2人 3階 : 2人 うち看護師 1名、介護職 3名)



# 利用料・お支払い方法

①支払いは、原則口座からの引き落としとなっております。

②請求書は毎月15日にお手元に届くよう施設より郵送します。但し、休日等の関係により多少遅れることがあります。ご了承下さい。また、お支払いは月末までにご利用します。領収書は翌月の請求書と合わせて送付させていただきます。

※ 口座から引き落としが出来なかった際には、ご連絡をさせていただきますので、月末までに窓口までお支払いいただきますよう、お願い致します。

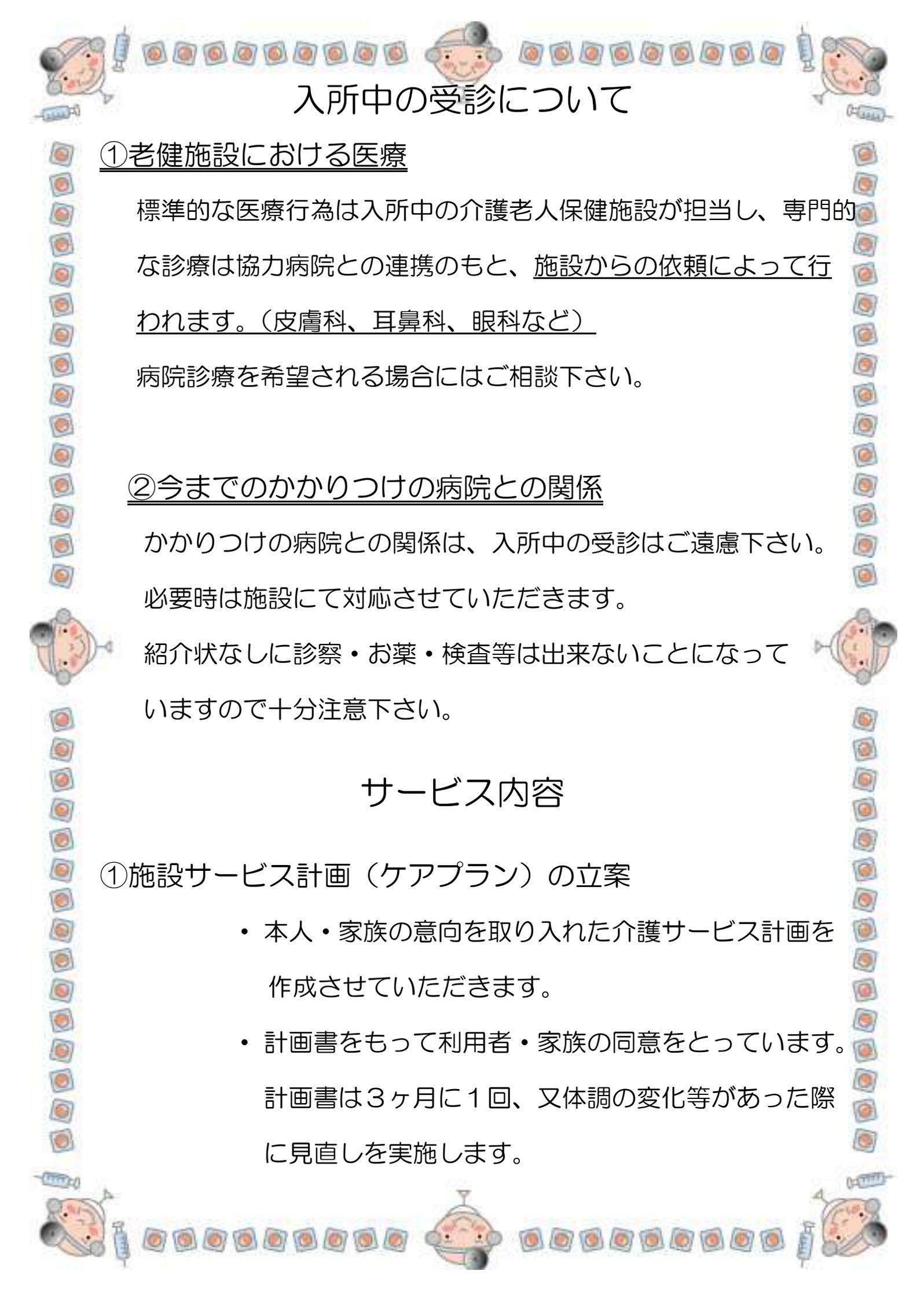
TEL 092-937-1055

③施設におきましては、防犯上、利用料お支払いの時間を【日曜及び元日を除く 8:30~17:00】と致しております。

③支払いに来られる際には必ず請求書及び各種保険証（後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等）を事務室までご持参下さい。

なお、**領収書の再発行は致しかねます**ので大切に保管ください。

※万が一再発行をご希望される場合は支払い証明書（有料1枚¥500(税別)）の発行となります。



# 入所中の受診について

## ①老健施設における医療

標準的な医療行為は入所中の介護老人保健施設が担当し、専門的な診療は協力病院との連携のもと、施設からの依頼によって行われます。（皮膚科、耳鼻科、眼科など）

病院診療を希望される場合にはご相談下さい。

## ②今までのかかりつけの病院との関係

かかりつけの病院との関係は、入所中の受診はご遠慮下さい。

必要時は施設にて対応させていただきます。

紹介状なしに診察・お薬・検査等は出来ないことになって  
いますので十分注意下さい。

## サービス内容

### ①施設サービス計画（ケアプラン）の立案

- 本人・家族の意向を取り入れた介護サービス計画を作成させていただきます。
- 計画書をもって利用者・家族の同意をとっています。  
計画書は3ヶ月に1回、又体調の変化等があった際に見直しを実施します。



## ②食事

朝食 8:00~

昼食 12:00~

夕食 18:00~

- ・1階食堂もしくは各階食堂で食べていただきます。  
ご希望等がありましたらご遠慮なくお申し出下さい
- ・体調が悪い場合には居室にて食べていただきます。

## ③入浴

週に最低2~3回ご利用いただけます。

(但し、利用者の方の体調に応じて清拭や足浴・手浴を行います。)

状態に応じた入浴を行います。



一般浴槽 (介助で歩ける方)

特殊浴 (リフト 座れる方、スロープエース 全介助の方)



## ④医療サービス

的確な診断と日々の健康管理で、健やかな療養生活を提供します。

状態急変時には、協力病院と連携をとり万全を尽くします。

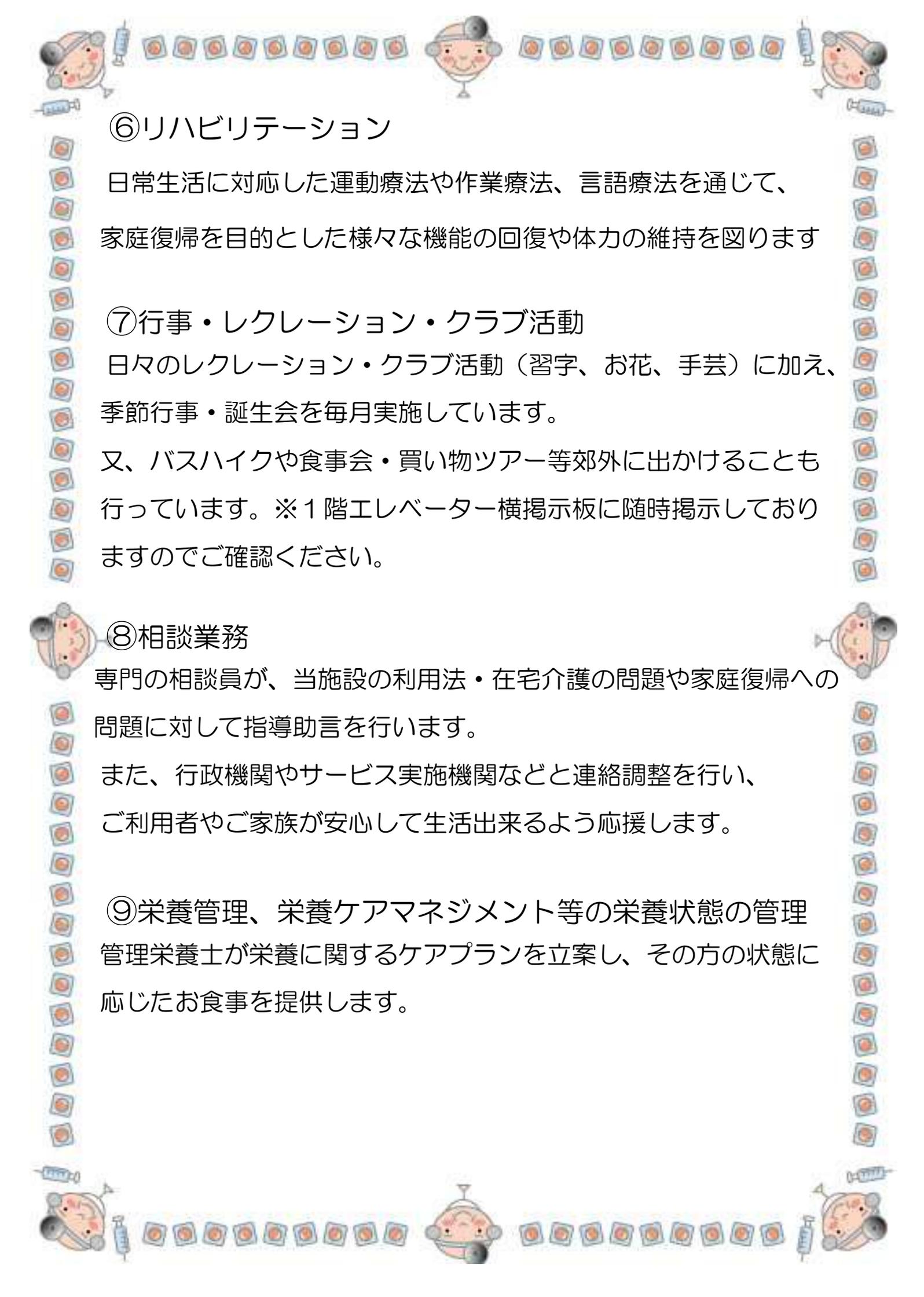
## ⑤看護・介護サービス

快適な生活を行っていただけるように、それぞれの専門スタ

ッフが日々の健康状態をチェックしながら看護・介護を行って

います。また、毎食後には口腔ケアを実施しております。





## ⑥リハビリテーション

日常生活に対応した運動療法や作業療法、言語療法を通じて、家庭復帰を目的とした様々な機能の回復や体力の維持を図ります

## ⑦行事・レクレーション・クラブ活動

日々のレクレーション・クラブ活動（習字、お花、手芸）に加え、季節行事・誕生会を毎月実施しています。

又、バスハイクや食事会・買い物ツアー等郊外に出かけることも行っています。※1階エレベーター横掲示板に随時掲示しておりますのでご確認ください。

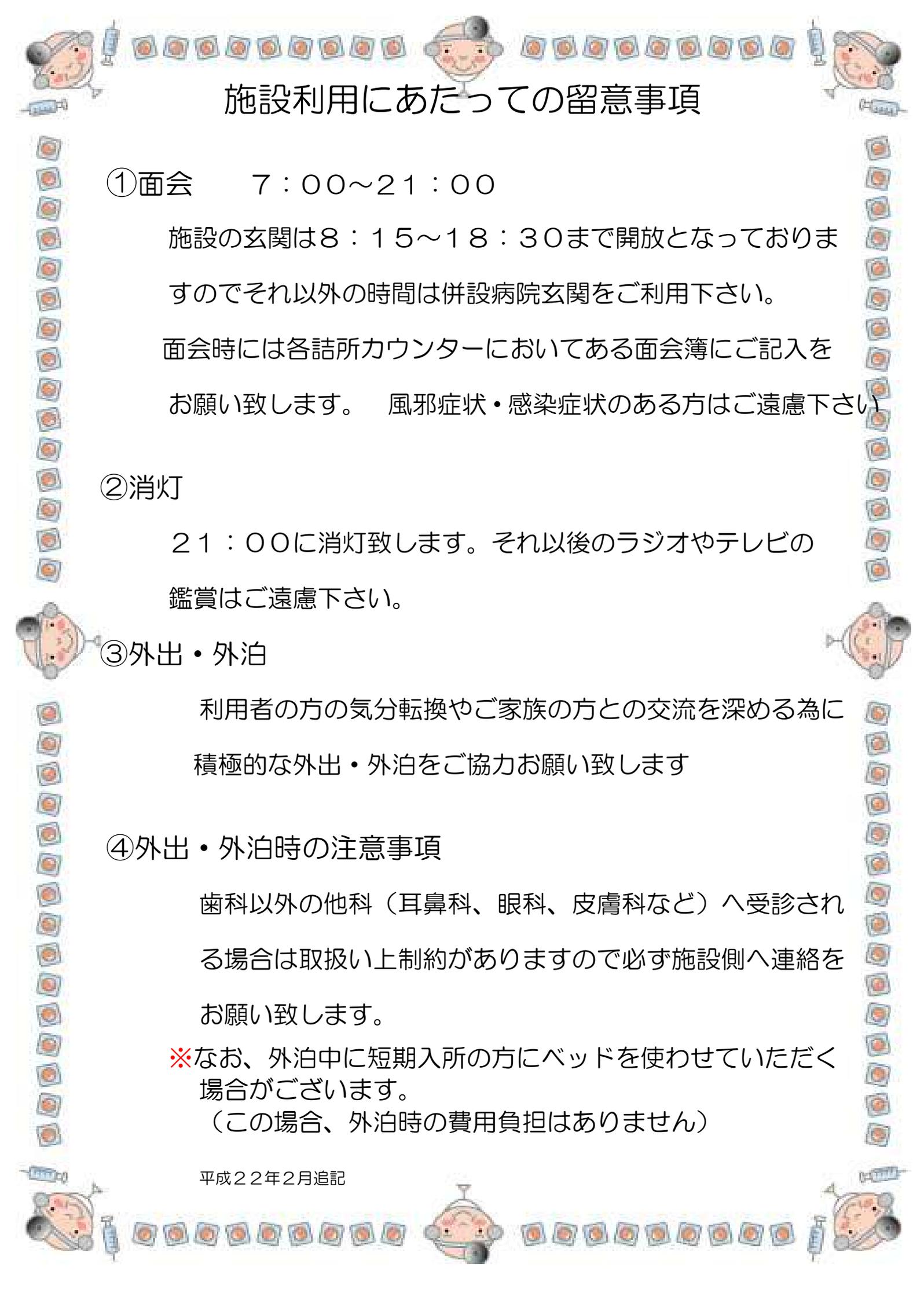
## ⑧相談業務

専門の相談員が、当施設の利用法・在宅介護の問題や家庭復帰への問題に対して指導助言を行います。

また、行政機関やサービス実施機関などと連絡調整を行い、ご利用者やご家族が安心して生活出来るよう応援します。

## ⑨栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

管理栄養士が栄養に関するケアプランを立案し、その方の状態に応じたお食事を提供します。



# 施設利用にあたっての留意事項

## ①面会 7:00~21:00

施設の玄関は8:15~18:30まで開放となっておりますのでそれ以外の時間は併設病院玄関をご利用下さい。

面会時には各詰所カウンターにおいてある面会簿にご記入をお願い致します。 風邪症状・感染症状のある方はご遠慮下さい。

## ②消灯

21:00に消灯致します。それ以後のラジオやテレビの鑑賞はご遠慮下さい。

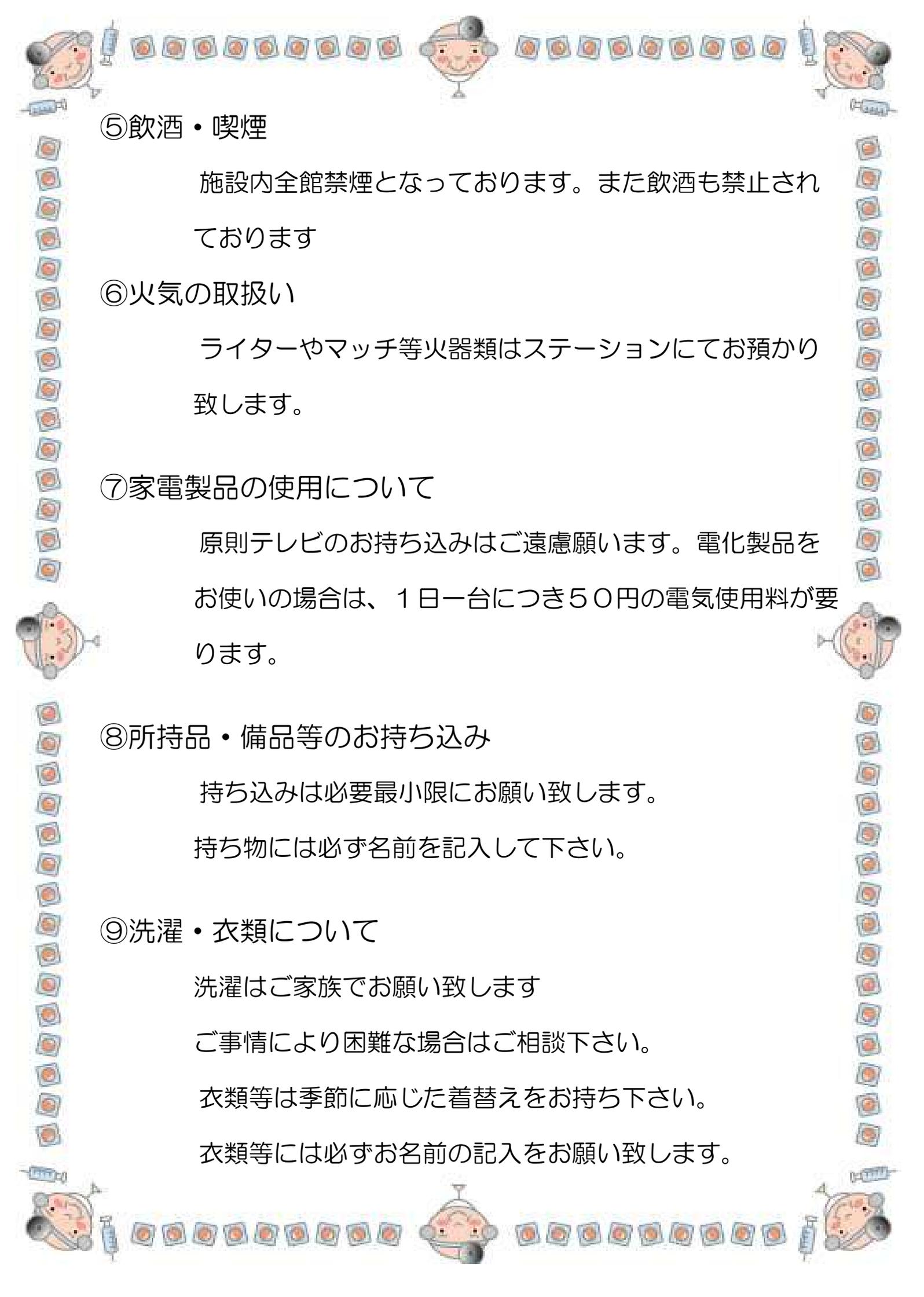
## ③外出・外泊

利用者の方の気分転換やご家族の方との交流を深める為に積極的な外出・外泊をご協力お願い致します

## ④外出・外泊時の注意事項

歯科以外の他科（耳鼻科、眼科、皮膚科など）へ受診される場合は取扱い上制約がありますので必ず施設側へ連絡をお願い致します。

※なお、外泊中に短期入所の方にベッドを使わせていただく場合がございます。  
（この場合、外泊時の費用負担はありません）



⑤飲酒・喫煙

施設内全館禁煙となっております。また飲酒も禁止されております

⑥火気の手扱い

ライターやマッチ等火器類はステーションにてお預かり致します。

⑦家電製品の使用について

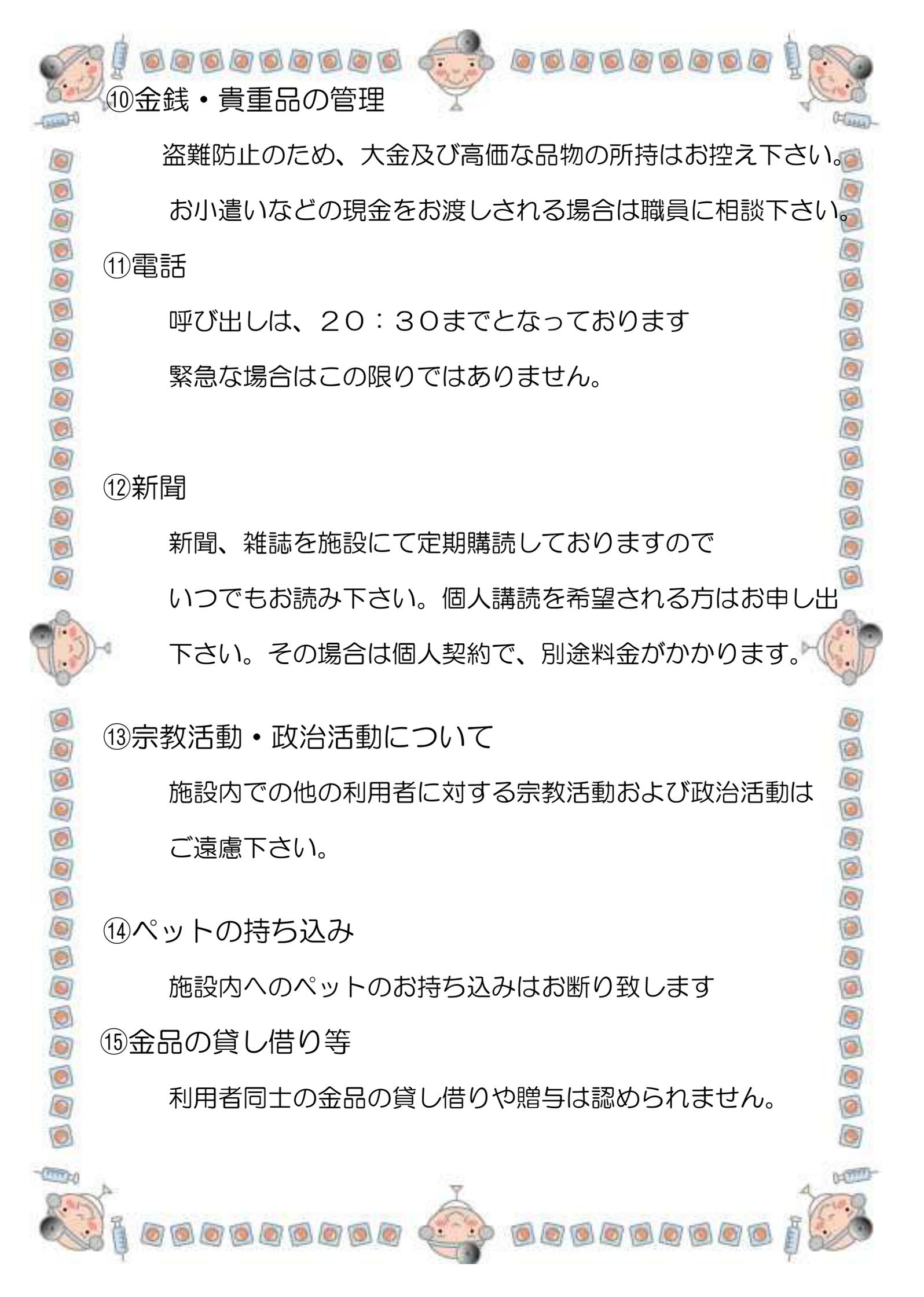
原則テレビのお持ち込みはご遠慮願います。電化製品をお使いの場合は、1日一台につき50円の電気使用料が要ります。

⑧所持品・備品等のお持ち込み

持ち込みは必要最小限にお願い致します。  
持ち物には必ず名前を記入して下さい。

⑨洗濯・衣類について

洗濯はご家族でお願い致します  
ご事情により困難な場合はご相談下さい。  
衣類等は季節に応じた着替えをお持ち下さい。  
衣類等には必ずお名前の記入をお願い致します。



## ⑩金銭・貴重品の管理

盗難防止のため、大金及び高価な品物の所持はお控え下さい。

お小遣いなどの現金をお渡しされる場合は職員に相談下さい。

## ⑪電話

呼び出しは、20：30までとなっております

緊急な場合はこの限りではありません。

## ⑫新聞

新聞、雑誌を施設にて定期購読しておりますので

いつでもお読み下さい。個人講読を希望される方はお申し出

下さい。その場合は個人契約で、別途料金がかかります。

## ⑬宗教活動・政治活動について

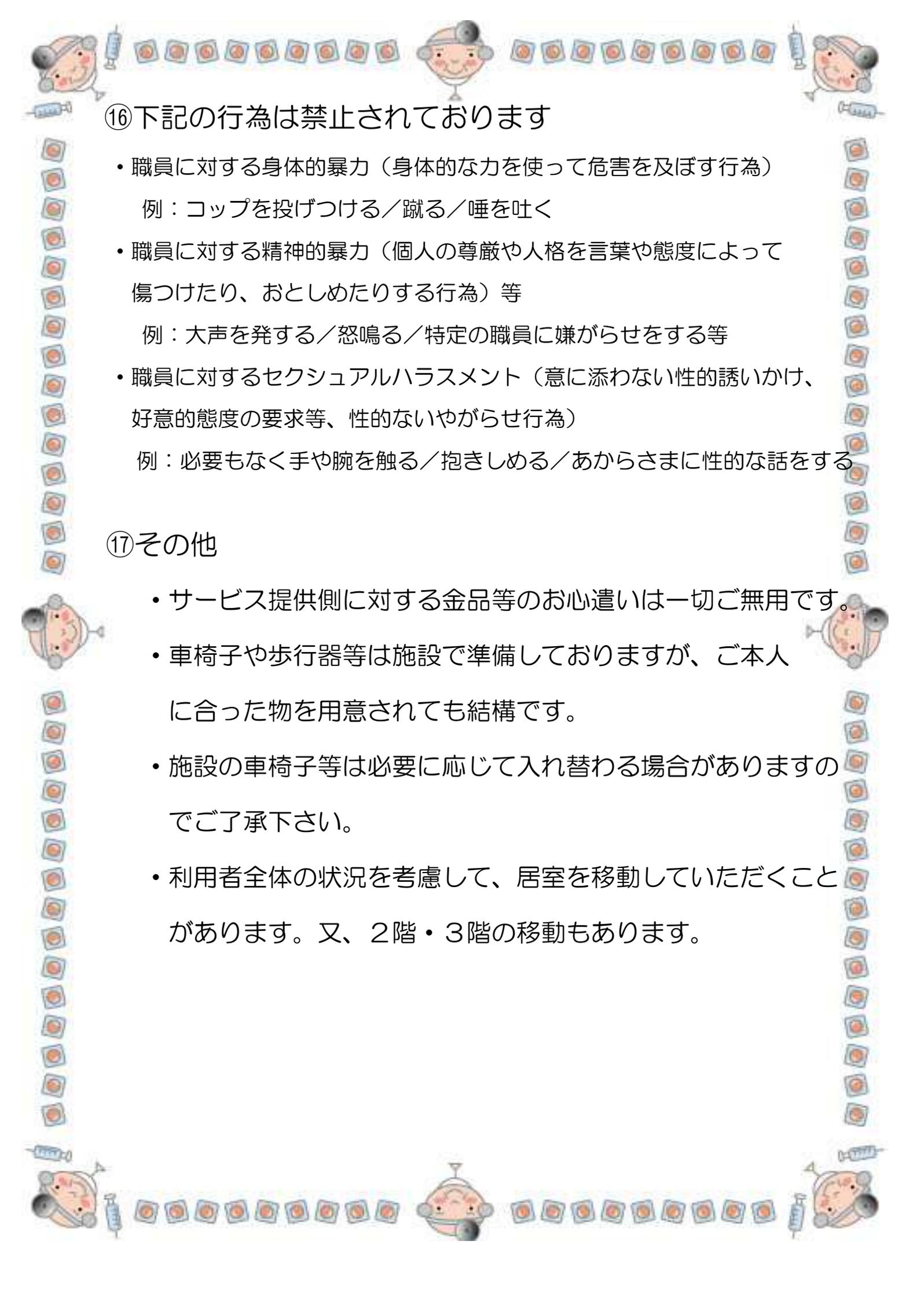
施設内での他の利用者に対する宗教活動および政治活動は  
ご遠慮下さい。

## ⑭ペットの持ち込み

施設内へのペットのお持ち込みはお断り致します

## ⑮金品の貸し借り等

利用者同士の金品の貸し借りや贈与は認められません。

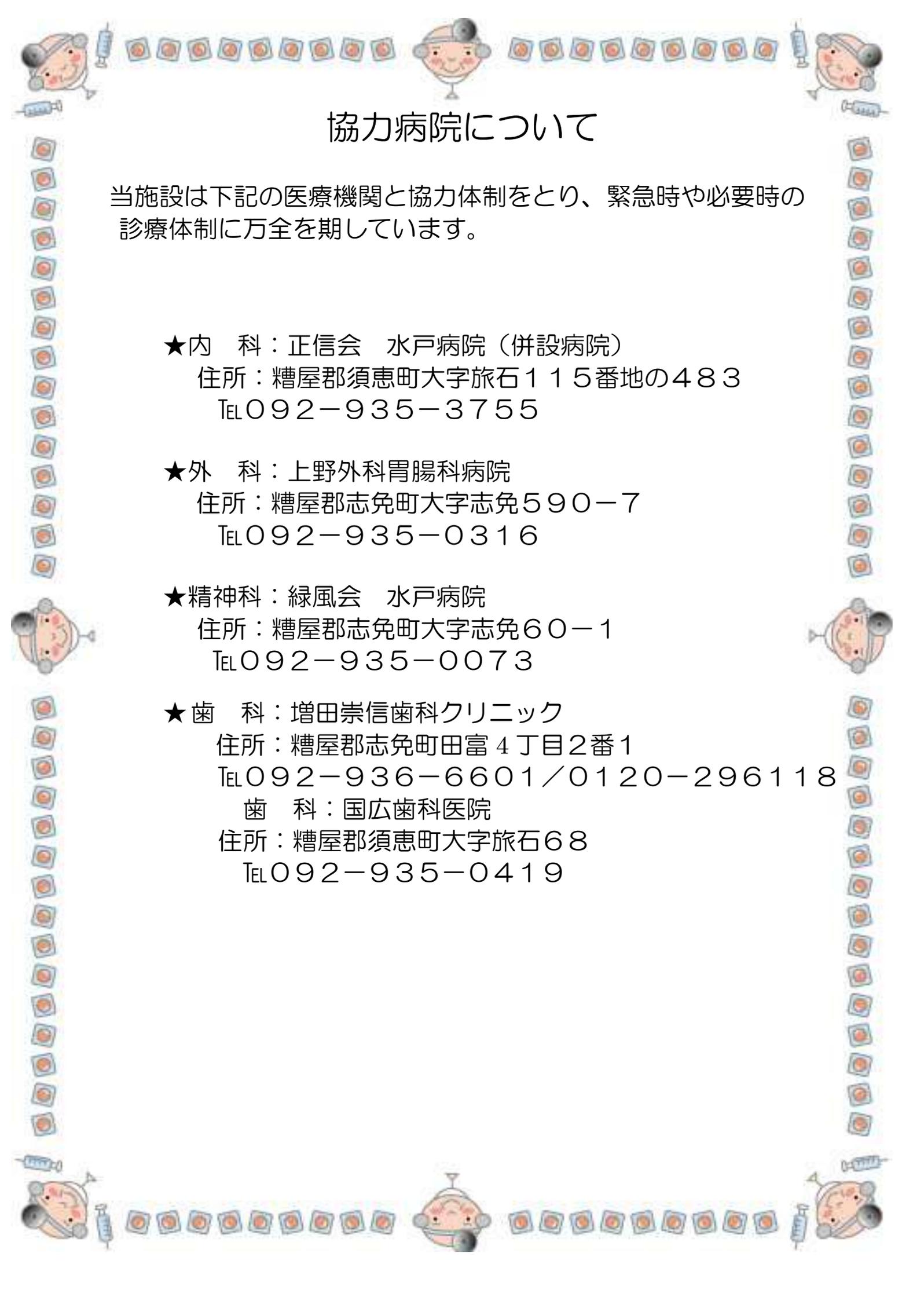


①⑥ 下記の行為は禁止されております

- 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）  
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）等  
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする等
- 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）  
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

①⑦ その他

- サービス提供側に対する金品等のお心遣いは一切ご無用です。
- 車椅子や歩行器等は施設で準備しておりますが、ご本人に合った物を用意されても結構です。
- 施設の車椅子等は必要に応じて入れ替わる場合がありますのでご了承下さい。
- 利用者全体の状況を考慮して、居室を移動していただくことがあります。又、2階・3階の移動もあります。



## 協力病院について

当施設は下記の医療機関と協力体制をとり、緊急時や必要時の診療体制に万全を期しています。

★内 科：正信会 水戸病院（併設病院）

住所：糟屋郡須恵町大字旅石115番地の483

TEL092-935-3755

★外 科：上野外科胃腸科病院

住所：糟屋郡志免町大字志免590-7

TEL092-935-0316

★精神科：緑風会 水戸病院

住所：糟屋郡志免町大字志免60-1

TEL092-935-0073

★歯 科：増田崇信歯科クリニック

住所：糟屋郡志免町田富4丁目2番1

TEL092-936-6601 / 0120-296118

歯 科：国広歯科医院

住所：糟屋郡須恵町大字旅石68

TEL092-935-0419

## 非常災害時の対応について

- ① 別途定める「医療法人正信会消防計画」に則り、対応を行います。
- ② 当施設の防災設備等について

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	全館	ガス漏れ報知器	あり
避難階段	7ヶ所	防火戸、ダンパー	あり
避難スロープ	3ヶ所	屋内消火栓	あり
自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
誘導灯	あり	非常放送設備	あり
耐震用エレベーター	3台のうち2台	非常用自家発電設備	あり
防災訓練	避難、通報、消火訓練を年2回以上実施（夜間想定も含む）		
消防計画	あり（届出 H7. 11. 1）	防火管理者	有資格者

## 事故発生時の対応

事故発生時及び急変事態が発生した場合は、バイタルサインのチェックを行い、看護師スタッフへ連絡します。

ご家族へ連絡・説明を行い、必要に応じて協力医療機関又は専門医療機関家族の希望する病院へ連絡します。

## 苦情・相談について

介護サービスの苦情・相談は下記の担当者までお気軽にお声かけ下さい。苦情相談窓口は1階事務室に設置しております。

又、玄関横に意見箱を設置していますのでご利用下さい。

事務部長：西 健育 療養部長：田崎 廣美

支援相談員：橋 伴典・大浦 万季・永吉みわえ・武石浩信

介護支援専門員：牟田 悦郎・武田 昌子 R3.1.1 現在

施設のサービスに対しての要望・苦情については市町村、国民健康保険団体連合会に申し出ることも出来ます。

当施設は、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。

・【ニューライフ須恵】 TEL 092-937-1055

国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL：092-642-7859【受付時間】8：30～17：00（土・日、祝日を除く）

FAX：092-642-7857

所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

福岡県庁

TEL092-651-1111（代） FAX：092-643-3309

所在地：〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課

TEL：092-419-1081 FAX：092-441-1455

所在地：〒812-8514 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 19-24



## 須恵町役場

TEL：092-932-1151 FAX：092-933-6579

所在地：須恵町大字須恵 771 番地

## 志免町役場

TEL：092-935-1001 FAX：092-935-2931

所在地：志免町志免中央 1-1-1

## 宇美町役場

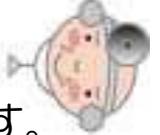
TEL：092-932-1111 FAX：092-933-7512

所在地：宇美町宇美 5 丁目 1-1

## 粕屋町役場

TEL：092-938-2311 FAX：092-938-3150

所在地：粕屋町駕与丁 1 丁目 1-1



## 個人情報について

当施設ではご利用者の個人情報の取扱いを以下の様に定めております。

- ① 個人情報を取得する場合、必ずご本人の同意を得ます  
(情報提供承諾書)
- ② 取得した個人情報は必ず利用目的を通知致します
- ③ 取得した個人情報は利用目的以外に使用致しません
- ④ 取得した個人情報の安全管理に万全を期します
- ⑤ ご本人の求めが無い限り、個人情報を開示致しません

## 緊急でのショートステイを希望される場合

ショートステイ用のお部屋が空いている場合、他のお部屋に空所がある場合には管理者と相談の上で、利用可能であればご利用いただきます。しかし、当施設のショートステイを初めて利用される方は、面談や契約等をさせていただき、その後にご利用となります。

また、利用者様の担当ケアマネージャーや各事業所にも連絡させていただきます。仮に、ケアマネージャーがいらっしゃらない場合には速やかに居宅介護支援事業所を紹介させていただきます。



# 介護老人保健施設のリハビリテーション

リハビリテーションは『人間らしく生きる権利の回復と生活の再建』という意味をもっています。中でも高齢者の場合『寝たきりをなくし 豊かで生き生きとした老後生活を送れるように援助すること』が老人リハビリテーションであると考えています。そして介護老人保健施設とは家庭への橋渡しの場であるのです。

病院でのリハビリでは・・・	老健でのリハビリでは・・・
まずは身体機能の回復を図ることが中心となっています。従って回復の見込みがある間にほとんど毎日集中して訓練室へ行き歩いたり、温めたりもらったり。	医療機関において回復した身体機能を低下させることなく、維持して行き生活の場での自立や社会参加を目的としながら、加えて家庭へ帰るための具体的な援助をしていきます

## 例えば・・・

- せっかく回復した体力を維持したい  
談話室でみんなといっしょに体操やレクリエーションや歌、ゲームをし、体力の維持に努めます
- 家に帰っても退屈  
お花、習字などのクラブ活動参加で趣味の拡大
- お風呂にはいるのにとても手がかかる  
実際の入浴時に一緒に訓練して、少しでも介助量が減るように、またどうしたら少ない介助で入れるか検討します
- とても介助が大変で家では面倒みれない  
寝返り、起き上がり、自分でご飯を食べる練習も実際の場面で行います。まずは、出来ることと出来ないことをはっきりさせて、出来ることはがんばって自分で行い、出来ないことは、工夫を加えて少しでも出来るように検討します。

★このように訓練スペースを使っでの訓練はおおむね週2回です。あとは、実際の生活の場である居室・食堂・トイレ・お風呂などで訓練します。

# 抑制について

ニューライフ須恵では抑制廃止に取り組んでいます

施設で考える抑制とは・・・

- \* 徘徊や転倒防止のため、車椅子やベッドに紐などで縛る
- \* ベッドから降りないように4本柵（四方を囲う）をする
- \* 点滴や栄養チューブを抜かないように身体を縛ったり、手指機能を制限する手袋をつける
- \* 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルトを付ける
- \* 立ち上がりを妨げる目的でイスやテーブルを使う
- \* 脱衣やオムツはずしを防ぐための介護服「つなぎ服」を着せる
- \* 迷惑行為防止のためベッドなどに縛る
- \* 行動を落ち着かせるため、向精神薬を服用させる
- \* 自分で開けられない部屋に隔離する
- \* 言葉による抑制「ダメ」「いけません」などの抑制言葉や命令口調

なお、環境の変化等による精神的不安感から、不穏になられ、転倒・転落などの危険が生じることも考えられます。センサーや見守りカメラ等を使用し、夜間の様子等、見守りをさせていただくことがございます。

当施設では、上記のことを行わないよう努めています。  
利用者・ご家族の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。